

## 第4章 参考資料

### 1. 原爆被爆者対策の概要

#### (1) 基本的な考え方

原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射線による健康被害という他の戦争犠牲者にはみられない「特別の犠牲」に着目して、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、医療の給付、諸手当の支給等の施策を講じている。

#### (2) 「被爆者」の定義

- ① 1号被爆者；当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人
- ② 2号被爆者；2週間以内に爆心地から概ね2kmの区域内に立ち入った人
- ③ 3号被爆者；被爆者の救護等に従事した人等
- ④ 4号被爆者；①～③に該当する者の、被爆時胎児であった人

以上に該当する者に対して「被爆者健康手帳」を交付し、医療の給付等及び諸手当の支給を行っている。

#### (3) 被爆者援護対策の概要

##### ①医療の給付等

##### ア 医療の給付等

- ・ 認定疾病医療；原爆放射線に起因する疾病について、医療費を全額国費で負担（別途、厚生労働大臣による認定を受ける必要がある）
- ・ 一般疾病医療；認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給

イ 被爆者健康診断；全額国費で年2回一般健診を実施（さらに2回実施可能（うち1回はがん検診可能））

※なお、施行令に定める一定区域内に被爆時にいた者（胎児含む）に対しては、被爆者健康診断受診証を交付し、これにより被爆者健康診断を行っている。

## ②諸手当の支給

(支給月額平成22年度現在 ( )内は平成17年度調査時)

諸 手 当		支 給 要 件	金額 (円) (月額)	
ア	医療特別手当	原爆放射線に起因する疾病について、現在その状態にある人に支給	137,430 (137,840)	
イ	特別手当	アの状態が治った場合に支給	50,750 (50,900)	
ウ	原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射線が原因で、小頭症の状態にある人に支給 ※上記ア又はイとの併給が可能である	47,300 (47,440)	
エ	健康管理手当	造血機能障害等厚生労働省令に定める疾病にかかっている人に支給	33,800 (33,900)	
オ	保健手当	2km以内で直接被爆した人等に支給	16,950 (17,000)	
		ただし、原爆の障害作用の影響による身体上の障害(省令で定める)のある人、又は70歳以上の老人で配偶者や子供のいない一人暮らしの者は手当が増額される	33,800 (33,900)	
カ	介護手当	費用介護手当	障害のため身の回りの世話をする人を雇った場合に支給 ・重度障害者の場合 ・中度障害者の場合 ※上記ア～オと併給が可能である	104,730 (104,970) 69,810 (69,970)
		家族介護手当	重度障害者で、家族が身の回りの世話をしている場合に支給 ※上記ア～オと併給が可能である	21,570 (21,650)
ク	葬祭料	被爆者が死亡した場合、葬祭を行う人に支給	201,000 (193,000)	

## ③その他

- ・被爆者対策関係施設(原爆養護ホーム)への補助
- ・在宅被爆者に対する福祉サービスの実施
- ・放射線影響研究所に対する補助など、調査研究等の実施
- ・原爆死没者追悼平和祈念館の運営など、原爆死没者追悼事業の実施

(4) 在外被爆者対策の概要

①被爆者援護法に基づく事業

国外に居住する被爆者についても、被爆者援護法に基づき医療特別手当及び健康管理手当等の支給を行っている。

②在外被爆者支援事業

平成14年度より、予算事業として実施している。

【事業例】

ア 手帳交付のための渡日支援

渡日して被爆者健康手帳等の交付を希望する者に対して、渡日旅費の支給を行っている。

イ 治療のための渡日支援事業

日本での治療が必要な在外被爆者に対して、渡日旅費の支給や、病院への受け入れの手配等を行っている。

ウ 現地における健康相談等

在外被爆者が住んでいる国に専門医等を派遣し、現地において健康相談などを行っている。

エ 医療費に対する助成

在外被爆者が住んでいる国で医療機関にかかったときの医療費等について、助成を行っている。

オ 医師等の研修受入、派遣

在外被爆者が住んでいる国の医師等を受け入れて研修を行っている。また、日本の専門家を在外被爆者が住んでいる国に派遣して、現地の医師等に対して講習を行っている。

## 2. 他の主要統計調査の実施概要

### (1) 国勢調査（平成17年調査分）

#### ①調査の対象及び客体

調査時において、本邦内に常住している者（当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者）を対象に行った。

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- ・外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ・外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

#### ②調査の実施日

平成17年10月1日 午前零時

#### ③調査事項

- ・世帯員に関する事項：氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、就業状態、就業時間、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地
- ・世帯に関する事項：世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の床面積、住宅の建て方

#### ④調査の方法

調査の実施に先立ち、平成17年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定されている。なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

平成17年国勢調査は、総務大臣により任命された約83万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

#### ⑤調査の系統

総務省統計局 — 都道府県 — 市町村 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員

#### ⑥結果の集計及び集計客体

結果の集計は、独立行政法人統計センターにて実施した。

## (2) 国民生活基礎調査

### ①平成17年調査分

#### ア 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成12年国勢調査区から層化無作為抽出した1,056地区内のすべての世帯及び世帯員を、所得票については、前記の1,056地区に設定された単位区から無作為に抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員を客体とした。(注:「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。)

#### イ 調査の実施日

世帯票 …………… 平成17年6月2日(木)

所得票 …………… 平成17年7月14日(木)

#### ウ 調査の事項

世帯票; 単独世帯の区分、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、就業状況、公的年金の加入状況、公的年金・恩給の受給状況等

所得票; 所得の種類別金額、所得税等の額、生活意識の状況等

#### エ 調査の方法

調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査票に記入する方法により行った。

#### オ 調査の系統

世帯票; 厚生労働省—都道府県—(保健所設置市・特別区)—保健所—指導員—調査員—世帯

所得票; 厚生労働省—都道府県—(市・特別区及び福祉事務所を設置する町村)—福祉事務所—指導員—調査員—世帯

#### カ 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数 (A)	回収客体数 (B)	回収率 (C)=B/A	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票	56,125	45,001	80.2%	44,999
所得票	9,409	7,038	74.8%	6,788

## ②平成16年調査分

### ア 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成12年国勢調査区から層化無作為抽出した5,280地区内のすべての世帯及び世帯員を、介護票については、同地区から無作為に抽出した2,500地区内の要介護者・要支援者を、所得票及び貯蓄票については、前記の5,280地区に設定された単位区から無作為に抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員を客体とした。(注:「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。)

### イ 調査の実施日

世帯票・健康票・介護票 …… 平成16年6月10日(木)

所得票・貯蓄票 …… 平成16年7月15日(木)

### ウ 調査の事項

世帯票；乳幼児の日中における保育等の状況、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、公的年金・恩給の受給状況、就業の状況等

健康票；自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、悩みやストレスの状況、健康診断等の受診状況等

介護票；介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、居宅サービスの利用状況、主な介護者の介護時間、家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容等

所得票；所得の種類別金額、所得税等の額、生活意識の状況等

貯蓄票；貯蓄現在高、借入金残高等

### エ 調査の方法

世帯票、介護票及び所得票については、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査票に記入する方法により行った。

健康票及び貯蓄票については、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が密封回収する方法により行った。

### オ 調査の系統

世帯票・健康票・介護票；厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－世帯

所得票・貯蓄票；厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所を設置する町村）－福祉事務所－指導員－調査員－世帯

カ 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数 (A)	回収客体数 (B)	回収率 (C)=B/A	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	276,682	220,948	79.9%	220,836
所得票・貯蓄票	36,567	25,621	70.1%	25,091
介護票	6,834	5,854	85.7%	5,804

### 3. 用語解説

(1) 「世帯」 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

(2) 「自営業」 商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者をいう。

「常雇者」 個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者をいう。

(3) 「要介護度」 「要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。要介護認定等基準時間の分類

- ・直接生活介助－入浴、排せつ、食事等の介護
- ・間接生活介助－洗濯、掃除等の家事援助等
- ・問題行動関連介助－徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・機能訓練関連行為－歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・医療関連行為－輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

要支援	上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護1	上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護2	上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護3	上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護4	上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態
要介護5	上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態

※平成16年国民生活基礎調査「用語の解説」より抜粋